

株式会社ニシコー 求職者等に対するハラスメント防止方針

1. はじめに

株式会社ニシコー（以下「当社」という）は、求職者等の人権を尊重し、安心して採用活動、インターンシップその他の就職活動等に参加できる環境を確保するため、本方針を策定しました。

当社は、求職者等に対するハラスメントを許容せず、その防止に努めます。

2. 求職者等に対するハラスメントの定義

当社は、採用活動、会社説明会、インターンシップその他の就職活動等に関連する言動により、求職者等の人格や尊厳を傷つけ、就職活動等の環境を害する行為を、求職者等に対するハラスメントと定義します。

本方針における求職者等とは、採用応募者、会社説明会参加者、インターンシップ参加者、職場見学者、内定者その他採用活動に関係する者をいいます。

求職者等に対して、次のような行為を行いません。

- ・ 性的な冗談、からかい、発言その他の性的な言動
- ・ 採否その他の処遇に影響を及ぼすことを示唆した、性的な要求その他不当な要求
- ・ 採用選考に必要なない私生活、家族状況、恋愛、結婚、妊娠、出産、思想信条その他の事項に関する質問や回答の強要
- ・ 不必要な身体接触その他相手方が望まない性的な言動
- ・ 電子メール、SNSその他の情報通信手段を利用した性的な言動や私的な接触の要求
- ・ 執拗な私的接触、交際又は食事への誘いその他就職活動等に乗じた私的な要求
- ・ 威圧的、高圧的又は人格を否定する言動
- ・ 必要以上に威圧的な態度をとるなど、いわゆる圧迫面接に当たる行為
- ・ 他社への就職活動を不当に制限し、又は内定辞退をしないよう不当に要求するなど、就職活動の終了や内定承諾を強要する行為
- ・ 就職差別につながるおそれのある事項についての不必要な質問や回答の要求
- ・ その他、求職者等の就職活動等の環境を害する行為

※上記の行為は一例であり、これらに限るものではありません。

3. ハラスメントへの対応

求職者等に対するハラスメントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、事実確認を行い、就業規則その他社内規程に基づき厳正に対処します。

また、相談者等のプライバシーに配慮するとともに、相談等を理由とした不利益な取扱いはい行いません。

4. 教育及び見直し

当社は、本方針を従業員へ周知するとともに、求職者等に対するハラスメント防止のため、必要な教育及び啓発を実施し、社会情勢の変化や法令改正等を踏まえ、本方針の内容を適宜見直し、必要に応じて改定を行います。

5. 相談窓口

求職者等に対するハラスメントに関する相談は、以下の窓口で受け付けます。

【ニシコー相談窓口】 経営管理部

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2-9-22

※相談方法：電話、電子メール、手紙

・ 電話：092-711-8811

・ メールアドレス：nishikohcompliance@nishikoh.co.jp

・ 手紙：相談窓口宛【封書】（親展にて）

相談者等のプライバシーを保護するとともに、相談等を理由とした不利益な取扱いはい行いません。

2026年10月1日制定

株式会社ニシコー